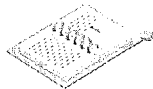


昭和五八年のロッキード事件での元首相の有罪判決をきっかけに、同六〇年に国会法が改正され、衆議院及び参議院で政治倫理綱領、行為規範、政治倫理審査会規程が定められ、各議院に政治倫理審査会が設置された。地方議会においても政治倫理の確立を図るため、政治倫理条例を制定しているところが少なくないが、現実

に条例による措置がとられるに至ることは珍しいと思われる。平成二六年五月二七日(最高裁HP)、その珍しい事案について最高裁の判決があった。

この判決は、広島県府中市が定める府中市議会議員政治倫理条例についてのものであるが、この条例においては、議員の二親等以内の親族(配偶者、親、兄弟姉妹)が経営する企業は、原則として、同市との請負契約、下請契約および委託契約を辞退しなければならず、当該議員は、責任をもって当該企業の辞退届を徴するなどして提出するよう努めなければならない旨が規定され、府中市議会政治倫理審査会の審査の結果、これらの規定に違反したと認められた議員に対して、議長は、議会に諮り、①条例の規定を遵守させるための警告を

新・弁護士月記 27



議員倫理

橋本 勇

発すること、②議員の辞職勧告を行うこと、③その他議長が必要と認める措置を講ずることができる」とされていた。ところが、同市のある議員の兄が代表者である企業が報酬を五二〇万円、九〇〇円とする道路工事の請負契約を府中市との間で締結し、その工事を完成させたという事件が起きてしまった。そこで、議長は、所

定の手続きを経たうえで、当該議員に警告をし、政治倫理審査会の審査結果を議会広報誌に掲載して公表した。これに対して、当該議員は、これらの措置が違法であるとして、国家賠償法に基づく損害賠償を求める訴訟を提起したのである。

原審である広島高裁は、上記の規制は、当該

議員の議員活動の自由についての制約となり、当該企業の経済活動の自由を制約するものであるから、憲法二二条一項、二二条一項および二九条に違反する無効なものであるとしていた。ところが、最高裁は、上記の規制の目的は、「議員の職務執行の公正を確保するとともに、議員の職務執行の公正さに対する市民の疑惑や

不信を招くような行為の防止を図り、もって議会の公正な運営と市政に対する市民の信頼を確保することにあるものと解され、このような規制の目的は正当なものといえることができ、このような規制がなければ自治法の兼業禁止規定の潜脱が行われるおそれや、議員が当該企業に特別の便宜を図るなどして議員の職務の執行の公正さが害されるおそれがあることは否定し難く、このような企業が当該市の工事などを受注することは、「それ自体が議員の職務執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くものといえる。」し、この規制が議員の地位を失うなどの法的効果や強制力を有するものではないし、当該企業に対して契約の辞退を法的に強制するものではなく、市との契約を無効にするものではないなどとして、正当な目的を達成するための手段として必要かつ合理的な範囲のものであるから憲法に違反するものではないとした。

この判決の妥当性には大きな疑問があるが、そのことは別として、このような最高裁の認識が正しいのであれば、現行の自治法九二条の二が定める兼業の禁止は甘すぎ、少なくともこの条例が定める程度の規制を法制化しなければならぬように思われるのだが、どんなものだろうか。

(弁護士)